

教員養成セミナー 12月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養
トレーニングブック

◆第3回◆教育原理
特別支援教育・人権教育

講師：大西 圭介

テーマ1

特別支援教育（概要）

特別支援教育とは

障害のある子どもに対して行う教育のこと。

<歴史>

- ・ 1947年に特殊教育という名称で始まる。
→盲・聾・養護学校等の「特殊学校」が設置され、「特殊学級」があった。
- ・ 2006年に複数の障害を併せ持つ子どもに対応し辛い特殊教育から複数の障害を併せ持った子どもにも対応できるように学校教育法が改正され、2007年4月から特別支援教育が開始される。

特別支援教育の理念

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

(文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」2007年4月1日)

テーマ1

特別支援教育の推進について

特別支援教育とは

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

(文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」2007年4月1日)

テーマ1

特別支援教育に関する法規

教育の機会均等と特別支援教育

国及び地方公共団体は、**障害のある者**が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、**教育上必要な支援**を講じなければならない。

(教育基本法**第4条第2項**)

特別支援学校の目的

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に**準ずる**教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を**克服し自立**を図るために必要な**知識技能**を授けることを目的とする。

(学校教育法**第72条**)

特別支援学校とは

次の講義動画で説明する障害を持った子どもが主に通う学校。

<特徴>

- ・普通の学校の場合、小中学校は市町村立の学校なので、〇〇市立であるのに対し、特別支援学校の場合は、小中学校であっても全て都道府県立。
- ・公共交通機関を利用することが困難であったりする子のために近くに寄宿舎を設置することができる。

テーマ1

特別支援教育に関する法規

特別支援学校の役割

特別支援学校においては、**第7 2条**に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、**第8 1条第1項**に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な**助言**又は**援助**を行うよう努めるものとする。

(学校教育法**第7 4条**)

テーマ1

特別支援教育に関する法規

特別支援学校の教育課程

特別支援学校の小・中学部等の教育課程には、各教科や特別活動等に加えて、**自立活動**という領域が設けられている。**自立活動**は、健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーションの6つの内容から構成される。

テーマ2

特別支援学校と特別支援学級

	特別支援学校	特別支援学級
構成	小学部、中学部、高等部	学級単位
設置者	都道府県	区市町村
併設施設	寄宿舍	なし
注意点	小学部、中学部でも設置者は 都道府県	名称の特例 高等学校にも設置可能
法律	学校教育法第80条	学校教育法第81条第2項

テーマ2

通級による指導

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、（中略）**特別の教育課程**によることができる。

(学校教育法施行規則**第140条**)

つまり、**障がいの軽い子ども**を対象とし、障がいの状態や程度に応じて特別の指導を行う。

テーマ2

通級による指導の対象者

- ・ 言語障害者
- ・ 自閉症者
- ・ 情緒障害者
- ・ 弱視者
- ・ 難聴者
- ・ 学習障害者
- ・ 注意欠陥多動性障害者
- ・ その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

テーマ2

2つの計画

「**個別の教育支援計画**」・・・在学中のみならず乳幼児期から学校卒業、後までを見通した視点を持って作成され、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携協力して支援するためのツール（道具）となるもの

「**個別の指導計画**」・・・学校の教育課程において、児童生徒一人一人の障害の状態等に 応じたきめ細やかな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画

テーマ2

特別支援教育 (障害の区分と就学支援)

テーマ2

障害の区分(学校教育法施行令第22条の3)

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達の変滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の変滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

テーマ2

発達障害の定義（文部科学省）

区分	障害の程度
自閉症	3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。
高機能自閉症	3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。
学習障害（LD）	基本的には全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。その原因として、中枢神経系に何らかの要因による機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。
注意欠陥多動性障害（ADHD）	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。
アスペルガー症候群	知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類される。

テーマ2

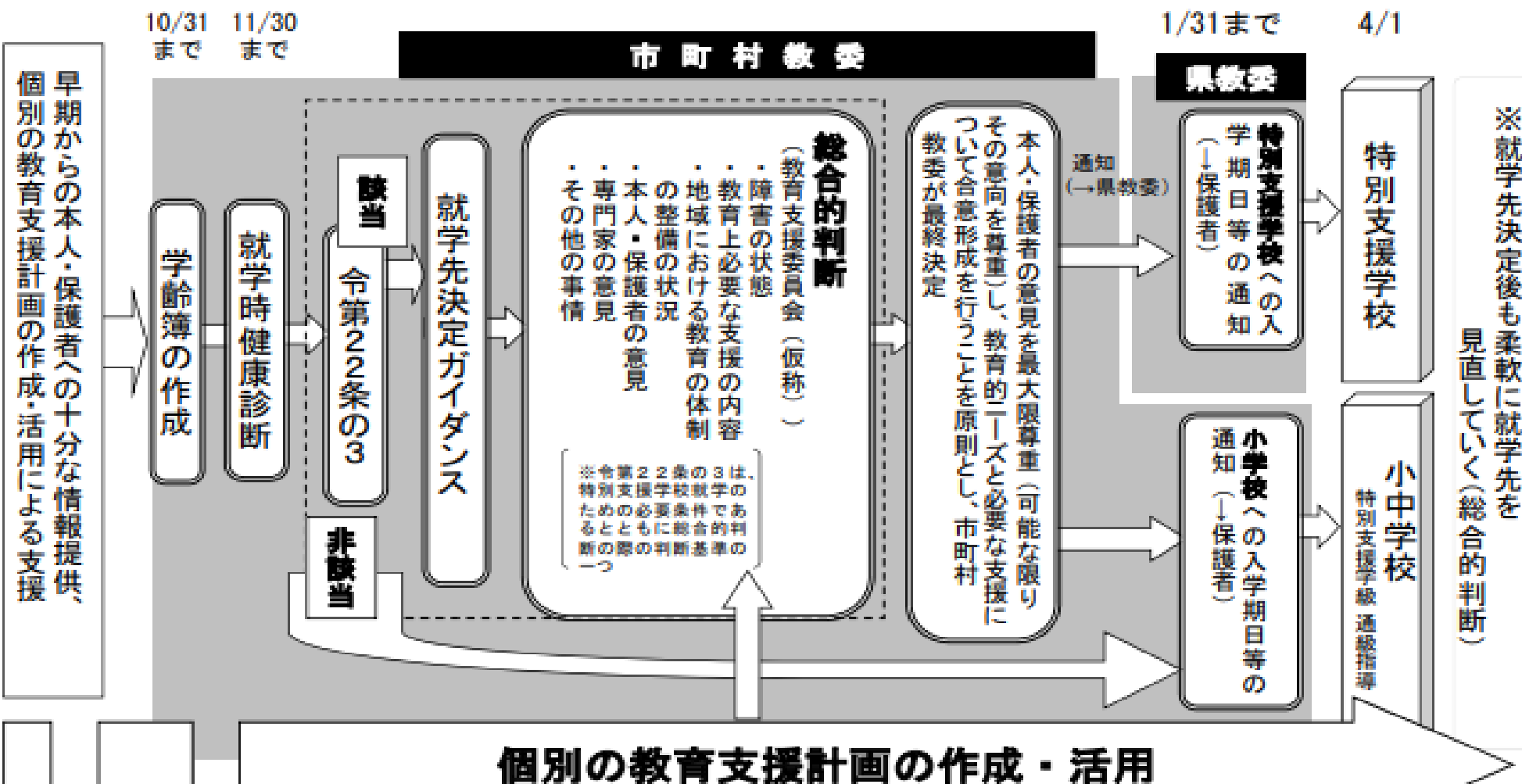
就学相談・就学先決定の在り方について

就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、**本人の教育的ニーズ**、**本人・保護者の意見**、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた**総合的な観点から就学先を決定する**仕組みとすることが適当である。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には**市町村教育委員会が決定する**ことが適当である。

(中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」 2012年7月23日)

テーマ2

就学相談・就学先決定の仕組み



テーマ2

共生社会

「共生社会」とは

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える**全員参加型の社会**である。

(中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」2012年7月23日)

テーマ2

インクルーシブ教育システム

「インクルーシブ教育システム」とは

人間の**多様性**の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から**排除**されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「**合理的配慮**」が提供される等が必要とされている。

（中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」2012年7月23日）

テーマ2

合理的配慮

「合理的配慮」とは

「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」、と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

(中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」2012年7月23日)

テーマ3

人権教育

人権教育の指導方法等の在り方について

人権とは

人権は、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」と定義され、「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」とであると説明されるものである。

人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕 2008年

人権教育の指導方法等の在り方について

人権教育

「人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となる。また、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となる。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められる。」

人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕 2008年

人権教育の指導方法等の在り方について

人権感覚とは

人権感覚とは、人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、**価値志向的な**感覚である。